

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

おはようございます。川上です。町長の施政方針が出ておりますので、町長の施政方針について伺います。

1 点目に、町長のマニフェストの「皆さんとともに作る芦屋町」の基本理念に関連して、町長の基本的な認識を伺います。

地方自治体の役割は住民福祉の増進であり、町民の命、財産、暮らしを守ることにほかなりません。行財政改革の名のもとに町民に失政のつけを負わせたり、福祉切り捨ての一方で、不要不急の事業を進めたりすることがあってはなりません。今こそ町民の暮らし最優先の町政が求められると考えますが、町長の認識を伺います。

第 1 回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、川上議員の 1 項目めの町長の施政方針という中で、今こそ町民の暮らし最優先の町政が求められると考えられるが、町長の認識を伺うということでございますので、ご答弁をさせていただきます。

私の 2 期目のマニフェストの基本姿勢では、まず 1 点目が、皆さんとともに作るまちづくり、2 点目として、町民サービス徹底のまちづくり、3 点目として、目標とその成果を評価し、現場主義とスピード感あるまちづくり、4 点目が公平・公正で、透明性の高いまちづくり、5 点目として、最小の経費で最大の効果を上げるまちづくり、6 点目として、職員力の充実を推進するまちづくり、以上、この 6 つの基本姿勢を 2 期目の公約として執行してきたわけでございます。昨日の施政方針につきましても、この基本姿勢に基づき各種施策に取り組むものであります。

その上で、施政方針では、安心・安全や福祉、医療、介護、健康並びに教育、文化、環境、農林水産、商工及びインフラ整備などについて、芦屋町の総合振興計画にのっとり総合的にこれらを進めていくために、本年度における各種施策を述べたものであります。

また、これらを進めるためには、財源が必要でございます。競艇の単独施行以来、競艇事業が一定の収益を確保できる状況になりました。新たな施策にも取り組めることができるようになったわけでございます。

なお、競艇事業収益は企業体質である以上、波があることも事実です。したがって、この収益について用途を限定した中で運用することにしています。

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

また、国における政治・経済については刻々と変化しています。したがって、これに柔軟かつ迅速に対応していくことも重要なことだと思っております。各種事業において、国の補助金や有利な起債などを活用して財政効率を上げることも大切なことです。

このようなことから、川上議員が言われる住民福祉の増進に寄与し、町民の暮らし最優先の町政を行うために、10項目の重点施策及び総合振興計画による各種施策の説明を昨日行ったものであります。

つきましては、今後ともマニフェストでお示しをしました基本姿勢による町政運営に徹し、総合的に芦屋町民の住民福祉の向上を目指して町政のかじ取りを行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

波多野町政になって、今年で8年目ということですが、確かに、今言われましたように競艇事業の収益改善という点では、やはり力を注がれて効果も上がっているということは、それは一定は認めますが、ただ、私は、先ほど基本姿勢を言われましたが、その中での目標と評価を中心にしていく問題とか、また、最小の経費で効率化を図っていくというそういった考え方もお示されましたが、特に、この間、波多野町政になられての集中改革プランによるアウトソーシングを進めてきたという、そういった点では、やっぱり私は大きな問題があるというふうに考えております。

山鹿保育所、緑ヶ丘保育所、そしてまた、今回の子育て支援センター「たんぼぼ」、それから老人憩の家、レジャープールアクアシアン、海浜公園、そしてマリンテラスあしやへの指定管理者制度の導入、移行、また、学校給食センター、芦屋中央病院の調理業務の民間委託などを積極的に集中改革プランに基づいて行ってこられました。

その中で、やっぱりこういった問題が起こってきたかということ、やはり食の安全の問題や、その経営状況が悪化すればすぐに撤退するという、そういった問題が起こったり、また、雇用に関して非正規雇用が増大していくという、そういった問題があります。やはり、利潤・効率最優先の営利企業が管理して、本当に住民の福祉を増進するという自治体の目標が達成されるのか。また、議会の報告や監査など、公開性、透明性が本当に確保されるのか、担保されるのかなど、やっぱり私は大きな問題がそういったアウトソーシングにはあると思います。

そういった点では、私は自治体がやっぱりアウトソーシングや定員適正化計画によって非正規雇用をつくっていくという、こういったことに突き進むこと自体は、やはりすべきではないというふうに考えていますので、そういった点を今後もやっぱり留意しながら町政の運営をやっている

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ただきたいというように思います。

続いて、第 2 点目に、給食センターの建てかえについてです。

給食センターの建てかえ問題、また、これに関して偽装請負については、この間、給食センターと町立病院の調理部の問題などを行ってきまして、今回で 3 回目になります。

今回のやっぱり給食センターの建てかえについては、さきの一般質問においても、新しい炊飯施設を設けた施設を民間委託し、給食を調理することは、偽装請負に当たるということを今まで指摘してきました。

これに対して、実際今回、来年度からつくるといふふうになっていますので、その問題についてどう対応するのか、その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

この件につきましては、議員ご指摘のように、労働局から偽装請負の可能性があると指導を受けている自治体もあるようですが、一方、東京都杉並区の学校給食調理業務を民間に委託した契約が、違法ではないという判決も出ています。このため、現在、全国の自治体において判断に苦慮しておると聞いております。

したがって、芦屋町としては、違法性はないと認識し、現時点では現状の形態で施行したいと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

杉並区の判決のことを言われましたが、それは私も存じております。ただ、やはりそれ自体に、その住民の中からも、自治体がそういった対応をやっているのかという大きな運動も起こっているということもありますし、芦屋町は、そういった点を踏まえて、問題ないということによっていくということをやっていますが、お手元に労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準というのがあります。これは前回の病院のときにも出したものなんですけど、これに基づいてちょっと話を進めたいと思います。

それで、この問題になるのは第二条です。第二条の一、これは労務管理上の独立ということであらわしているわけなんですけど、このうちのイの（１）労働者に対する業務の遂行方法に関する指示・管理を行うということについての要件です。つまり、調理に対する業務の遂行方法に関

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

する指示は、給食会社、受けというところがしなければいけないというところでは、

ところが、これは学校給食では、やっぱり無理なことになっていると思います。なぜなら、調理員は自治体の職員である栄養士の指示に従わなければならないということがうたわれているわけでは、昭和 61 年の 3 月 13 日に発された文部省体育局長通知、学校栄養職員の職務内容についてということで、この中で、別紙の中の学校栄養職員の職務内容、これに載っていませんけど。

その中で、第 4 項目めに、「学校給食の調理、配食及び施設整備等に関し、指導、助言を行うこと」ということがうたわれています。

それと、文部省体育局長通知の中の、学校職員の職務内容についての中では、学校職員の指導、助言義務が明言されています。これは、「都道府県教育委員会は、学校給食調理場において、栄養教諭及び学校栄養職員が衛生管理に関する職務を円滑に遂行できるよう、「学校栄養職員の職務内容について」を参照して、各学校給食調理場において、栄養教諭等の具体的な職務内容が定められるよう、域内の市町村教育委員会に対し適切な指示を行う」というふうにされておりまして、学校給食設備の整備、管理、調理過程等における衛生管理を義務づけるという、こういうところでは、ちゃんと学校給食法の中でもうたわれているわけでは、

ですから、この（1）の要件については満たしてないから、適法な請負とは言えないということになります。

栄養士は、単に献立決定やカロリー計算をすればいいというものだけではありません。野菜の切り方や、細やかな味つけ、給食時間に間に合わせるために、調理開始時間や加熱時間まで責任を持って指示、管理しなければいけません。また、子どもが口にする学校給食は、何よりも安全でなければいけません。集団食中毒を防ぐために、流水での洗浄や一定時間以上の過熱など、手順を徹底するのが自治体職員の栄養士の役割です。つまり、自治体職員がこのようなことを現場の調理員に対して直接指示、命令ができなければ、安全でおいしい給食はできないということでは、

それでは、今、芦屋町の学校給食センターの栄養士は、やはりこのような指導をしているんじゃないでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 岡本 正美君**

学校の栄養士につきましては、業務の業者の責任者に対して献立指示書によってするようにしていますが、今の議員指摘の分に対して、内閣府の地方公共団体の適切な請負（委託）事業推進のための手引きというのを概略を述べさせてもらいまして、先ほど言いました東京都の杉並区、

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

この判決のまとめた分を読ませていただきます。

この内閣府の手引きの中に、学校給食調理業務の効率的な実施方法の紹介ということで、モデルが示されています。

その中に、「契約書の内容」として「民間事業者は、請負（委託）契約の際の仕様書内容に基づき、地方公共団体の示す献立表に添った調理を行うこと」と、それから、「食中毒などが発生し、地方公共団体が民間事業者から損害を負った場合には、民間事業者が地方公共団体に対して損害賠償の責任を負う旨の規定を明記する」ようにしています。

それから、「仕様」に関しましては、「民間事業者は、地方公共団体が作成した献立表や作業手順書等に基づき、地方公共団体の提供する食材を使用し調理すること」とします。「作業手順書」には、「食器具の洗浄・消毒・保管に至るまでの手順や、計量・下処理・裁断・混合・加熱処理・調味等の手順を記載」するようにしています。

「業務実施の方法について」においては、「必要に応じて、地方公共団体と民間事業者との打ち合わせを行います。」「地方公共団体が献立・材料・数量・食材の切り方等について、指定の様式を用いて民間事業者に提案を行うこと」としています。

このようなことを述べた後に、「学校給食調理業務の委託に当たっては、東京地方裁判所判決（平成 16 年 5 月 19 日）言い渡しも参照してください」というふうに記載されてあります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

いろんな見解はあるんですけど、それは、そういったふうに労働局が是正をなささいという事例だってやっぱりあるんで、それはもうちょっと……。

だから、私も言ったように、いろんな見解があるということは、この前も言ったようにあるんですよ。

それで、問題は、やっぱりそれじゃ直接的な指示、指導というのはしてないんですか、全然。簡単に答えてください。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これ、東京地裁の判決の中にそのあたりが触れてあるんですが……

○議員 10 番 川上 誠一君

芦屋の給食センターは、そういった指示をしているか、していないか、それだけで結構です。

○学校教育課長 岡本 正美君

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

契約の内容が一緒ですので、そのあたりで——わかりました。指示関係につきましては、業務責任者という方が業者の中におられます。その方に対して、先ほど言った献立指示書、このようにつくってくださいという指示はしていますが、この指示をもってすぐに偽造請負ということにならないという考えを持っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったように、責任者に対して指導をやられているのなら、それはそれで結構ですけど、それなら、もう後は言いませんけど、それじゃ、さっき言ったその学校給食法基準、それに対して、学校給食基準はちゃんと調理員に指導しなさいということ言っています。それから逸脱しているということを私は申しておきます。

次に、問題になるのは、二の事業経営上での独立のうち、ハの単に肉体的な労働を提供するものではないという要件です。

まず、これは（1）では、「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により、業務を遂行すること」になっています。給食調理室やその設備を提供しているのは芦屋町ですから、これは満たしようがありません。

それならば、給食調理業務を民間委託しようとする場合には、作業場となる場所を借りるという場合もあります。で、借りるという場合については、給食施設設備について、発注者から借り入れたり、購入したりする場合には、請負契約とは別に、双務契約が必要となっています。その場合には、適正な賃料を課さなければなりません。そういったことをやられていますか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現在やっておりません。近隣の市町村でも、岡垣町と水巻町が民間業者に委託しておりますが、こういった契約はしておりません。

なお、北九州市教育事務所に確認しましても、こういった委託契約をしているところはないというふうに聞いています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それは、できれば労働基準監督署に問い合わせてください。数億円の施設を、5億円からの施設をつくるわけなんですけど、その適正な賃料はどのぐらいになるかという、そういった点にお

いても双務契約における場合は、これは、例えば幾らでもいいということで 50 万、100 万でいいというふうなことをやった場合には、当然労働基準局からは、いや、適正な賃料としてもう一回やり直しなさいということで指導される自治体も多いわけです。

ですから、新しいそういったものをつくったときに、幾らの賃料を払わなければいけないという点では、それは、やっぱり相当な賃料を払わないと双務契約が認められないということに、私はなると思います。

それから、（2）にあります「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理する」というところでは、これは専門的な技術もしくは経験というのは何かと言うと、これは厚生労働省が「請負業者として全体的に発揮すべき企画性、技術性、経験を指すのであって、個々の労働者の有する技術又は技能等や業務自体の専門性をいうのではない」ということで、個人の調理師さんの水準が高いからいいという問題ではないということです。給食内容を企画し、調理方法といった技術に関することを決定するのは自治体職員である栄養士ですから、給食会社は、専門的な技術もしくは経験に基づいて業務をしているとは言えません。そういった点で、（1）も（2）も否定されるわけですから、二つの件も満たしていないということになります。

だから、私は、これは必然的に偽装請負になるということを指摘しているわけです。

それとまた、上の項目の口については、「業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと」が要求されていますとなっています。しかし、学校給食法によれば、学校給食衛生管理基準に従って学校給食の適正な衛生管理を図る義務を負うのは、あくまでも学校給食を実施する教育委員会です。したがって、学校給食施設で衛生上の問題が起きたとき、保健所の検査等が行われれば、その自治体の職員及び学校関係者が立ち会いを求められ、保健所からの指導・指示も自治体職員で行われるわけです。ですから、このことも事業主が責任のすべてを負うということにはなりません。

ですから、こういった点から、やはり各地の労働局がこれまでも、幾つも自治体に対して学校給食の調理業務の委託が偽造請負に当たるとして是正を行っているわけです。

今の資料の中の最後に点検シートというのがあると思います。この点検シート、派遣と請負の区分基準に関する自主的 point 検事項ということで、この中で、一つでも「いない」という項目があったら、これは偽造請負になりますというふうになります。

この点検を請負業者みずから、また、自治体みずからも点検シートに従って判断してください。この中で、2、3、4 は、先ほど言った業務の処理に関して、それから機械、設備をみずから所有しているか、そして、4 項目めには、双務契約がなされているか、これに対して一つでも「いない」というのがあったら、これは偽造請負になるので、ちゃんと是正してくださいと。是

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

正するといえ、その請負ではなくて、派遣にすることになりませんが、自治体は派遣は認められていません。

そういった点で、こういったことがあったときには、判断に困る場合には、最寄りの都道府県労働局にもお問い合わせくださいとなっていますので、できたら、ぜひ労働局のほうに、こういった条件で新しい 5 億円の給食センターをつくって民間委託をすれば、これは偽装請負にならないかということ、1 回確認してください。どうですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

先日、福岡労働局のほうに、この偽装請負の件で一般的な考え方について確認をしております。その中で、労働局のほうに、この判断につきましては労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に関する疑義応答集というのがあります。

この中の Q アンド A に関して、このような形になりますという答えをもらっています。それと、私のほうが、東京杉並区の判決が出ておりますが、これに対する見解はどうなんだろうという問い合わせをしましたところ、これに関してはノーコメントでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

とにかく、新たにつくるんですから、杉並区とまた違う部分もありますから、とにかく労働局のほうに詳しくして、問題ないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、なぜやっぱりこういった質問をするかというと、私はやっぱり学校給食については、その建てかえについては賛成です。ただ、それであっても、そうしたら何でもいいのかといたら、やっぱりそうではないというふうに思います。やはり法令遵守、それが自治体としては必ず守らないけんことだなというふうに思いますし、法令遵守を、自治体が守らないということになれば、町民自体も、町が法令遵守しないのであれば、自分たちもする必要がないではないかといった、そういった信頼関係がやっぱり崩れてしまうということです。

そういった点で、やはりぜひそういった、特に労働法制についてはきちんと守るべきだというふうに思います。最後に町長の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君



平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

今、ちょっと答弁がお互いかみ合わないというか、川上議員とも話したことがあって、白と黒があって、グレーの段階の中のいろんな論議でございますので、いま一度、川上議員が言われるように労働局に尋ねて、しかるべきご返答を議員にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので次に行きます。次に、町立芦屋病院の独立行政法人化についてです。

独立行政法人化は、住民への医療サービスが担保されずに、行政としての地域医療を守ることができるか不可解であると。住民への医療サービスが担保できない独立行政法人化は見直すべきであると、私は考えます。

また、計画されている病院の建てかえについては、計画されている院外処方についてのメリット、デメリットを住民に十分説明し、意見を伺うべきと考えるが、その点は、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員 3 点目の町立病院の独立行政法人化についてという問いで、住民への医療サービスが担保できない独立行政法人化は見直すべきであるという項目につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

このことは、全協等でもいろいろ、るるお話しさせていただいたと思うわけですが、国は、公立病院改革ガイドラインの中で、黒字の病院であっても、将来にわたって順調な経営状況が持続する保証はない以上、病院経営のさらなる改善を目指して、経営形態の見直しを行うべきであるという考えを国のほうは示しておるわけであります。

これは、現体制では経営環境の変化に対して迅速かつ弾力的に職員の増員を図ったり、職員のモチベーションを高めるための給与体系を採用したりすることは限界があり、経営の自立性向上に向けた経営形態の見直しを検討することが不可欠であるという考え方であります。

議会におかれても、平成 24 年 6 月議会におかれて調査特別委員会報告がございました。その中で、経営形態については、病院トップの権限が限られており、意思決定に当たり迅速な対応が困難であるとされ、責任ある病院トップが考えたことを実行できる自立的な組織体制が必要であるので、経営形態検討委員会によりよい形態を検討されたいという報告書が出たわけであります。

そこで、経営形態検討委員会では、4 つの経営形態について論議がなされたわけでございます。1 点目が地方公営企業法全部適用、2 点目が地方独立行政法人化、3 点目が指定管理者制度の導

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

入、4 点目が民間移譲、以上の 4 つの経営形態の中で検討が行われました。

そして、経営検討委員会からの答申は、将来的な環境の変化や国の医療施策に対応できる医療機能の変更が必要であり、それが永続的に町民の医療、介護、保健、福祉を守ることになるという前提に立ち、給与、教育の充実により、働きやすい職場環境を目指すこと。病院の権限による医療職員の確保及び環境整備の機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善の期待が大きいため、自主性と公共性を同時に担保できる地方独立行政法人が最も望ましいという答申が出ました。

現在、芦屋中央病院は、議員もご存じのように黒字経営ではありますが、将来にわたって地域住民のために安定した経営のもとで良質な医療を継続して提供することが求められております。なお一層の効率的な運営による健全経営を目指す積極的な施策として、地方独立行政法人へ移行するということを決断したわけでございます。

以上で独立行政法人の件については、私のほうから答弁をいたしました。

次の、薬局については、病院事務長のほうから答弁をしてもらいます。

**○議長 横尾 武志君**

病院事務長。

**○病院事務長 森田 幸次君**

私のほうからは、院外処方について答弁をさせていただきます。

国は、患者本位の良質な医薬分業を推進するため、外来は院外処方とし、薬剤師は入院患者に対しては、薬歴管理や丁寧な服薬指導を行うこと、医師や看護師等の医療従事者に対しては、医薬品情報を適切に伝達し、薬剤を安全に使用するための助言を行うことを提言しております。

院外処方につきましては、患者がかかりつけ薬局を持つことで、薬剤師に薬の一元管理をしてもらうことが望ましいとしております。

そのメリットとしては、医師と薬剤師とのダブルチェックが可能となること、重複投与や相互作用のチェックができること、処方箋によって、患者に処方内容が開示されることなどが挙げられます。また、デメリットとしては、現状の診療報酬では若干費用が高くなること、患者が医療機関と薬局の 2 カ所に行かなくてはならないことが挙げられます。

以上のことを踏まえた中で、新病院での計画では外来診療での薬の処方については、院外処方としています。

新病院の基本計画素案の住民説明会におきましても、院外処方の件に関しましては、さまざまなご意見をいただいております。そのメリット、デメリットにつきましては今後も丁寧な説明をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、独立行政法人の問題についてもう一度聞きますが、確かに特別委員会は迅速な決断ができるようにということで表現されていますけど、それは企業会計の全部適用でもできるわけなんで、選択肢はいっぱいあるわけです。

独立行政法人化の定款についてのきのうの質疑の中でも明らかになったように、中期目標、中期計画は議会の議決が必要とされています。しかし、これは3年以上5年以下、大体おおむね5年が多いようですけど、期間で定められるものであって、毎年度の年度計画は、独立行政法人が定めて、町長に届けて公表すればいいだけで、議会の議決も必要がないといった状況で、議会とのかかわりが相当チェックがきかなくなってきました。現行の形態であれば、予算、決算が審議、議決、認定されて、住民の代表として選ばれている議員のチェック機能が働くことから、実質的に大変異なる仕組みになるというのが明らかです。

総務省の研究報告書の中では、独立行政法人にする意義について、議会の関与があると、この制度を導入する意義がないと言って、まるで議会が関与すること自体が悪いことみたいなことが書かれてあります。独立行政法人化の目的が、これによって本当にストレートに表現されていると思います。議会の関与が後退することは、町立病院としての役割を維持・向上させていく上で極めて重大なことだと思います。

さらに、住民監査請求の対象から除外されてしまうなど、地方自治法に定めた住民参加の形態が弱体化されるということが行います。こういったことは見過ごすことはできません。このことについて、どのようにお考えになるか、伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

お答えいたします。

病院の医療環境につきましては、非常に激変しているというところがあります。今回の診療報酬の改定におきましても、新しい病棟の施設基準等が打ち出されております。先ほど、町長の答弁の中でも、やはりそういったものに対して迅速な対応、そういったものが求められるところがあります。

そういった観点から、また、医療現場で働く職員等の資質向上、働く意欲、そういったものを高めるためのいろんな労働環境の整備も必要かと思えます。そういった意味で、迅速な対応を取り得ることができる、しかも、病院の理事長、理事会の判断の中でそういったものができるということが、地方独立行政法人の特徴ではないかというふうに考えております。

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私が聞いたのは、議会の関与とか、住民の関与、そういったものが後退してしまう。その点がどうなんだということを聞いたわけです。

次に、乳幼児・子ども医療制度の拡大については、10月より通院の無料化を小学校6年までに拡大するとしたことは大変歓迎するものです。しかし、県内を見ますと、通院、入院を18歳まで拡充している自治体が1自治体、中学3年まで拡充している自治体が現在4自治体あります。郡内では、水巻町が平成28年度中に中学3年までの検討を行っています。定住化促進にもつながると考えますが、今後の中学3年までの拡充の考えを伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

時間も余りないので、少し、はしょって答弁させていただきます。

過去の経緯につきましては、今、議員言われましたように、平成24年4月から町独自で小学校1年、中学3年までの医療費制度を導入したわけですが、今回、近隣自治体の動向も踏まえ、本年の10月から小学校4年生から6年生までの入院外も無料とする提案をさせていただいております。

川上議員のお考えのとおり、さらに制度を拡大することにより定住化促進にもつながっていくと思われるわけですが、何分やはり経費がかさんでくるわけですが、今後の制度のあり方につきましては、引き続き近隣自治体の動向把握に努めるとともに、やはりこのことは子育て支援という観点の中からも、県の制度の拡大を陳情し、県に要望活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今おっしゃられたように、これはまた自治体だけでやる問題ではなくて、県や国の、今言われる要望、実施を求めていくことも必要だと思います。ぜひ父母の方も喜ばれる中学3年まで、また、高校卒業までの医療費の無料化の実現のために努力していただきたいというふうに思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築について伺います。

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

この構築は、高齢者が、住みなれた地域で安心して生活ができるようにするために必要な取り組みです。しかしながら、そのための柱とされた 24 時間地域巡回型サービスは、全国の自治体の 1 割、広域連合下では田川市のみの状態です。

サービスが普及できていない原因と今後の対策について伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

お答えいたします。

定期巡回型 24 時間訪問介護看護事業は、平成 24 年 4 月から始まったサービスで、保険者が指定した事業者のホームヘルパーと看護師が、要介護の高齢者宅を 1 日に数回訪問し、食事支援、排せつの介助などを行うものです。

また、利用者から連絡があれば夜間でも駆けつけることが特徴で、在宅で 24 時間介護を受けられるサービスでございます。

しかしながら、このサービスは、夜間対応スタッフの確保、多くのスタッフの雇用が必要になることによる採算性の問題が指摘され、事業者の参入が厚生労働省の見込みより進んでいない状況でございます。

この対策について、保険者である福岡県介護保険広域連合に確認しましたが、このサービスは、特別養護老人ホームやグループホームのように総量規制の対象ではございません。参入を考慮しておられる事業者があれば、広域連合として情報提供や助言を行っていききたいということでした。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この制度につきましては、本当に全国的にも進んでいないという状況で、実施されているところでも、高齢者サービスつき住宅とか、民間の老人ホームとか、そういった大きいビルの中に入っているところから行われているという、そういった状況で、一般的な地域の中で 24 時間巡回サービスが行われるという介護の分野については、なかなか進んでいないというのが実情です。

それで、私は、この地域包括ケアシステムについては、これ自体目指す方向については否定しませんし、私もそういった方向に進めばいいと思っています。地域の力を強めてボランティアをもっと活発にする、そういったことについても、やっぱり支援しているものです。

しかし、今、国がやろうとしていることは、残念ながらそういうことにはなっていないんじや

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ないかなというふうに思っています。地域包括ケアでは、その状況が準備できる前に、まず、施設や病院から高齢者を締め出していき、その上で行き場をなくしてから在宅誘導している、そう見えてなりません。24時間巡回型サービスも、今度の改正の中では前進させる具体的な手だては何も見えていません。夜勤の訪問介護はどうするのか。医療と介護の連携はどうするのか。これらは、これから大変な課題だと思いますが、こういったことをちゃんと論議して進めるべきだったというふうに私は考えております。

芦屋町においては、町立病院では医療との連携が進んで、地域包括ケアの充実というのでも考えられますが、介護の分野については、なかなかそういったものも見えません。地域力やボランティア育成も大いにやってほしいんですが、本来、ボランティアは自発的に基づいたものです。それを今まで専門家や行政がやっていたことを肩代わりということでは、残念ながら発展しないというふうに思います。国の制度設計自体が自立、自助、互助を強調して、介護費用抑制ありきでは、よりよいものにはならないというふうに思います。介護保険の改正もこれからであります。介護を受ける人も、介護を支える人も、誰もが安心してできる公的介護保険制度への改善を求めるものです。

また、その不十分な施策については、町独自の支援を行っていくことが必要ではないかというふうに思います。それについて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この24時間訪問型介護事業、今、先ほど課長が答弁いたしましたように、このこともやっぱり事業者が申し入れ、参入していっていかなければならないと。

今、議員が言われたその町の支援が、例えば事業者が芦屋に手を挙げてきたと。そうした場合には、その事業者に支援をする。果たして、今、グループホームだとか、小規模多機能だとか、今度、特養ができるわけでございますが、じゃあ、その人たちに支援はしなくていいのかとか、そういう問題も出てくるわけでございます。やはり不十分になるということでございます。

いずれにせよ、この問題は、議員が一番詳しいわけでございますが、まだまだ今からいろいろ成熟させなければいけない難問がたくさんあるわけでございます。今後とも連合にいろいろ働きかけていきたいということで、答弁を終わらさせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

次に、6 点目、海岸保全事業については、柏原西方護岸の浸食対策、夏井ヶ浜海岸の崩落防止対策の事業が進められていますが、対策事業を円滑に進めるには、関係者への説明と理解を得ることが重要だと考えますが、所見を伺います。

また、2 つのどう山の崩落防止工事については、今後、福岡県の治山事業で進められるとありますが、具体的なタイムスケジュールはどうなっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

対策事業を進めていくに当たり、関係者への説明と理解を得ることは非常に重要なことであると理解しております。

今後の柏原西方護岸の浸食対策の進め方には、現在、改修のため柏原漁協海岸保全事業費用対効果分析業務委託を行っております。業務内容としましては、破損や老朽化した護岸等の施設の現地調査、3 から 4 種類の改修・修理方法の検討及び概算工事費の算出、改修・修理工事の費用対効果の分析を行っております。

また、これとあわせて、事業実施に当たり国、県の補助金を活用するため、福岡県を通じ予算の確保、スケジュール等の協議を水産庁と進めています。

平成 26 年度は、費用対効果分析結果をもとに、柏原漁協海岸保全区域老朽化対策計画実施設計委託を行い、老朽化対策工事の対象箇所の設定、工事方法、スケジュール策定、工事の実施計画を行います。

平成 27 年度には、老朽化対策計画実施設計により、西方護岸の改修工事を実施していく計画としております。

なお、漁協や柏原地区等の関係者への説明につきましては、平成 26 年度に実施します柏原漁協海岸保全区域老朽化対策計画実施設計委託の契約後、町及びコンサルタント業者を交えて、夏ごろをめどに実施したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

夏井ヶ浜海岸の崩落防止対策につきましては、福岡県による波浪対策工事と芦屋町の崩落防止工事があり、この 2 つの工事を福岡県が一括して行うことで現在調整を進めております。

今日までの経緯につきましては、昨年、平成 25 年 1 月から全体事業の概要説明を田屋区、それから漁協、隣接者等に実施しております。その後、3 月には工事に必要な海岸保全区域の指定

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

にかかわる説明を、関係者に実施しております。6 月には、地質調査にかかわる説明も行っております。今後も福岡県と調整しながら、具体的な工事内容等につきまして説明を行い、関係者のご理解のもと事業が推進できるよう努力していきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

2 つのどう山についてお答えいたします。

2 つのどう山につきましては、現在、保安林の指定が魚つき保安林であるため、治山事業を進めていくために、土砂防備保安林の指定を受ける必要があります。そのため、平成 25 年 11 月 13 日付で、保安林重ねがけ指定の申請を行っております。

福岡県の治山事業の具体的なタイムスケジュールにつきましては、まだ決定しておりません。新年度に入り予算の状況を確認しながら、県と町で協議し、工法や施工箇所、優先順位等を決めていく予定としております。

また、北部九州豪雨のような突発的な災害が発生した場合には、被災箇所を優先して復旧を行うため、8 月以降の状況を見て、平成 26 年度実施するか判断する予定となっているということになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

もう時間がありませんので、このくらいにしていますが、とにかく、やはり関係者の声をよく聞いて、関係者の声が反映した対策をスピード感を持って講じてもらいたいというふうに思います。

次に、2 項目めの国民健康保険についてです。

国会に提出されたプログラム法案では、市町村が運営する国民健康保険を都道府県単位の広域化するために、1 人につき 30 万円の医療費について、都道府県単位で共同負担する保険財政共同安定化事業の現在の仕組みは 2014 年まで継続ですが、2015 年から、保険財政共同安定化事業の対象医療費を拡大し、1 円以上とします。

国保財政の都道府県化は、国保の広域化を意味するものです。町は、広域化についてどのように考えているのか。また、芦屋町にどのような影響があるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。



○住民課長 池上 亮吉君

プログラム法案は平成 25 年 12 月に成立し、国保関係としましては、平成 29 年度までに市町村国保の運営主体を都道府県に移行することが明記されております。

なお、保険料の賦課徴収や保健事業等については、市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村とで適切に役割分担することになっております。

国保の広域化についての町の考え方としましては、法案として成立したものであり、医療保険制度を維持する観点からも必要なものと認識しております。

ただし、移行に伴い、保険料の設定、県と市町村の役割分担とその明確化、財政上の構造的な問題への対応などの課題について、今後解決に向けて検討が行われます。当面の具体的な作業としましては、保険料の試算、影響分析などが予定されており、今後の国からの情報提供や課題の検討結果等を踏まえ、芦屋町にどのような影響があるか調査・研究を行いたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この国保の広域化の問題で一番問題なのは、もともこの国保の広域化をして、保険料を上げろうという、そういった国の思惑があります。今、芦屋町でも国民健康保険の保険料を抑えるために、一般会計からの繰り入れ等を行っております。もともとは国保基金からの繰り入れをしていたわけなんですけど、平成 17 年に国保基金がなくなって、それで、17 年度から一般会計から繰り入れられています。それで、この近年では、平成 24 年で 1 億 1,000 万、平成 25 年で 1 億円、平成 26 年でも現在 5,000 万繰り入れられるという、そういった状況ですが、こういったことを行って行って、保険料が上がるのを押さえてきたわけなんですけど、ただ、今度、国がこういった国保の広域化になった場合に、この福岡県内でも一般会計の繰り入れをやっている自治体は、全ての自治体がやっているわけではありません。

例えば、繰り上げ充用については、平成 24 年度は 25 市町村で総額 80 億円、一般会計からの法定外繰り入については、平成 24 年度で、42 市町村で 149 億円という、こういったお金が繰り入れられて、我が町の国保を少しでも抑えようという努力をされているわけなんですけど、今後、そういったように広域化されると、あの町は一般会計から繰り入れよるけど、ここは入れよらんと。繰り入れよる町は住民に対していい顔をするなというみたいな、そういった指導が行われて、最終的には一般会計からの繰り入れを全てなくして、それを全部保険料に転嫁していくというそういった考え方を思っております。そういったふうになれば、国保料はぐんとはね上がってくるわけなんです。

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ただ、今度の法改正の中でも、国保の一般会計の繰り入れは、保険者は市町村のままであって、今までどおり繰り入れることができるということはどうもありません。そういった点では、たとえば来年度からの国保の広域化で 1 円以上が対象となった状況になっても、町は今までどおり国民健康保険に一般会計からの繰り入れをして、そして、保険料の軽減を抑えるというそういった立場をとるべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

この国保の広域化につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後いろんな形で、特に、今、保険料が一番大きな問題になるかと思われまじけれども、検討が行われてきます。そういったところの動向を踏まえた中で、芦屋町としての考え方を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

そういったことも、今後まだいろいろわからない点もいっぱいあると思うんですけど、今の時点で、やはり今までどおり国保への一般会計の繰り入れは、町としてもやっぱり行うべきだという、そういった立場に立ちますかというそこら近所を聞いているので、その点をもう一度お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

これまでもずっと一般会計からの繰り出しは、基本的に赤字にならないような措置としてやっ

てきているわけです。片一方で、医療費の抑制のために健康づくりも大切なことであって、こういうのを相乗的にやるというその町の精神は、これまでずっとやってきております。

それを踏まえて、繰り出しのことも今後とも考えていかなければと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 26 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。